

鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定

簡易公募型プロポーザル実施要領

鹿沼市堆肥化センター（以下、当センターという。）発酵装置等機械選定に係る手続開始の公告に基づく公募型プロポーザル方式による手続きについては、この要領によるものとする。

1 事業概要

- (1) 事業名称 鹿沼市堆肥化センター発酵装置等機械選定プロポーザル
- (2) 対象機器 発酵装置及び脱臭装置
- (3) 提案システム

本プロポーザルでは、一次発酵施設と二次発酵施設の堆肥製造システムを提案してもらうものである。

システムの提案にあたっては、1日あたりの家畜排せつ物の搬入量36.4tと必要量の副資材が投入可能であることと一次発酵槽における作業期間は20日間程度であることとする。ただし、搬入する家畜排せつ物等は、粉碎もみがら、植繊木くず、戻し堆肥を副資材とし、水分量を70%未満に調整させるものとする。

(4) 見積価格の上限

イニシャルコスト	174,759千円
ランニングコスト	113,540千円（7年間）

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、本説明書の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者（共同企業体含む）とし、参加表明時点において、次に掲げる要件を全て満たすものとする（共同企業体の場合は、構成員の全てが要件を満たすものとする）。

本プロポーザルへの参加を表明した者（以下「参加表明者」という。）が、候補者特定までの間に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とします。

ア 本業務を遂行するために必要な資格、業務経験を有する者を従事させることができること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 国税・県税（納期未到来のものを除く）に滞納額のない者であること。

(ア) 国税…法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税、所得税

(イ) 県税…法人事業税、法人県民税、個人事業税（支店等に委任する場合は、その所在地の県税とする）

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者ではないこと。ただし、同申立をした者であって、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者は、この限りではない。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であるほか、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3 簡易公募型プロポーザルのスケジュール

		内 容	日 時
一次審査	参加表明書等提出	プロポ要領等の配布 (HP 公開)、 参考資料の配布及び閲覧	令和 8 年 4 月 1 0 日 (金) 午前 9 時から 令和 8 年 5 月 2 0 日 (水) 午後 5 時まで
		参加表明書等に関する質問書 (様式第 4 号) の受付期間 (メールにて)	プロポーザル要領等の配布日から 令和 8 年 4 月 1 5 日 (水) 午後 5 時まで
		質問書の回答 (HP にて)	令和 8 年 4 月 1 7 日 (金)
		参加表明書 (様式第 1 号) の受付期限 (メールにて)	令和 8 年 4 月 2 4 日 (金) 午後 5 時まで
		一次審査 (プロポ参加資格審査)	令和 8 年 4 月 2 7 日 (月)
		選定・非選定通知 (メールにて)	令和 8 年 4 月 2 8 日 (火)
二次審査	提案書提出	提案書等提出書 (様式第 2 号) の受付開始	令和 8 年 4 月 2 8 日 (火)
		提案書に関する質問書 (様式第 4 号) の 受付期間 (メールにて)	一次審査選定結果の通知日から 令和 8 年 5 月 1 日 (金) 午後 5 時まで
		質問書の回答 (HP にて)	令和 8 年 5 月 7 日 (木)
		提案書等の受付期限 (持参 or 郵送にて)	令和 8 年 5 月 1 3 日 (水) 午後 5 時まで
		二次審査	令和 8 年 5 月 1 5 日 (金)
		特定・非特定通知書の発送	令和 8 年 5 月 2 0 日 (水)

※質問書及び参加表明書の提出はメール、提案書の提出は持参又は郵送（書留郵便等で受取り日時の確認ができるものに限る）とする。

4 提出及び連絡先について

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市役所 経済部 農政課 農政係（担当：寺内）
電話：0289-63-2191 FAX：0289-63-2189
E-mail：nousei@city.kanuma.lg.jp

5 提出する書類

No.	内 容	提出時期	様式	部数
1	参加表明書	一次審査時	様式第1号	1部
2	提案書等提出書 ※実績等のわかる任意書式の別添資料を含む	二次審査時	様式第2号	7部
3	価格提案書（見積書）	二次審査時	様式第3号	1部

（辞退の場合は、様式第5号の辞退届を提出すること）

6 注意事項

- （1）プロポーザルにて同点が複数ある場合は、追加提案を求める場合がある。
- （2）審査内容に対する異議申立は受け付けない。
- （3）審査結果については、特定者を公表する。
- （4）プロポーザルに要した費用は参加者負担となる。
- （5）提出された書類の返却は行わない。
- （6）プロポーザルの特定
 - ①審査評価基準に基づいて提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した候補者として特定するが、最高得点者が2名以上いる場合は、価格提案書における見積価格が最も低いものを候補者とする。
 - ②特定された場合であっても、本プロポーザルに関する契約締結は行わない。
 - ③特定された場合は、今後発注する鹿沼市堆肥化センターに関する工事の図面に特定者及び器具型番等を記載する。
- （7）候補者特定の通知
 - （6）において特定された候補者に対し、書面によりその旨を通知する。
なお、候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

7 現地説明等

現地説明会は実施しない。

現地調査等を希望する場合は、当該実施要領「4 提出及び連絡先について」に記載の担当者に事前に連絡し了解を得ること。

8 審査評価基準

配布資料の「審査基準」のとおり

9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず当業務に関する連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 参加資格を有していない場合

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- (2) 価格提案書の価格算定の条件については、配布資料の「見積価格算定条件」によること。
- (3) 関係資料を入手するための照会窓口は当該実施要領4に記載の担当者とする。
- (4) 無効となる提案書等
 - ①提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
 - ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑥虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑦見積価格（消費税抜き）が当該実施要領1(4)に示した金額を超えるもの
- (5) その他
 - ①提案書等の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ②提出された提案書等は、候補者の特定以外、提出者に無断で使用しないものとする。
 - ③提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とする。
 - ④提出された書類は、候補者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - ⑤提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥提出された提案書等は返却しない。
 - ⑦提出された提案書は公正性、透明性又は客観性を期するために公表することがある。
 - ⑧採用された器具については、製造者名および機器仕様、型番等を今後発注する鹿沼市堆肥化センターに関する工事の図面に記載する。
 - ⑨提案書の作成のために発注者から提供した資料は、発注者の了解なく公表し、

使用することはできない。

⑩提案書等の提出は、参加表明者1者につき1案とする。